

○長崎県幼保連携型認定こども園の設置等に関する規則

平成27年3月31日長崎県規則第21号の7

長崎県幼保連携型認定こども園の設置等に関する規則をここに公布する。

長崎県幼保連携型認定こども園の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置、廃止、休止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等の届出)

第2条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置に関する届出書は、幼保連携型認定こども園設置届（様式第1号）によるものとする。

2 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の廃止及び休止に関する届出書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届（様式第2号）によるものとする。

3 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更に関する届出書は、幼保連携型認定こども園設置者変更届（様式第3号）によるものとする。

4 前3項の届出書は、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等をしようとする日の30日前までに提出しなければならない。

(認可等の申請)

第3条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置に関する申請書は、幼保連携型認定こども園認可申請書（様式第4号）によるものとする。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止及び休止に関する申請書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（様式第5号）によるものとする。

3 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更に関する申請書は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（様式第6号）によるものとする。

4 前3項の申請書は、幼保連携型認定こども園の設置、廃止等をしようとする日の90日前までに提出しなければならない。

(変更の届出)

第4条 法第29条第1項の規定による法第4条第1項各号に掲げる事項及び教育保育概要として法

第28条の規定に基づき周知された事項の変更の届出書は、幼保連携型認定こども園変更届（様式第7号）によるものとする。

2 前項の届出書は、同項に規定する事項の変更をしようとする日の30日前までに提出しなければならない。

（運営状況の報告）

第5条 省令第29条の規定による報告書は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第8号）によるものとする。

2 省令第29条に規定する知事の定める日は、毎年5月末日とする。

（公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出）

第6条 法第34条第3項の規定による公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する届出書は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（様式第9号）によるものとする。

2 前項の届出書は、公私連携幼保連携型認定こども園を設置しようとする日の30日前までに提出しなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第3条関係）

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

幼保連携型認定こども園変更届

長崎県知事

様

設置者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

年 月 日 第 号で認可を受けた事項について、下記のとおり変更しますので、届け出ます。

記

認定こども園の 名称及び所在地	名 称			
	所 在 地			
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 の 理 由				
備 考				

添付書類

変更内容が確認できるもの